

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年4月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100517号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200001号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年7月
② 平成16年12月

A社から支給された請求期間①及び②に係る賞与の記録がないが、賞与の振込額が確認できる預金通帳の写しを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者は、A社から、平成16年7月26日に2万円、同年12月3日に3万円の支給が給与とは別にあったことが確認できるところ、同僚の一人から提出された同社の賞与明細書(平成16年7月分及び同年12月分)により、当該同僚は、事業主から、平成16年7月分は3万円、同年12月分は4万円の寸志が支給されていることが確認できる。

しかしながら、上記賞与明細書において、厚生年金保険料は控除されておらず、オンライン記録によると、A社は、平成18年7月13日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、閉鎖事項全部証明書により確認できる同社の代表清算人は、同社に係る書類等はなく、事実確認ができない旨回答しており、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B村役場は、請求期間①及び②に係る社会保険料控除額の確認できる課税資料について、保存期間5年を経過しているため、資料の提供ができない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。